

日本租税理論学会 2022年度研究大会

年齢要件と税制

愛知大学経営学部准教授・税理士
木村 幹雄

2022年10月29・30日

1

目次

はじめに

I .年齢と権利の制限

II .扶養控除と児童手当

III .国外居住親族の扶養控除と年齢要件

IV .公的年金等控除と老年者控除

おわりに

2

はじめに

- 令和4年4月1日以後、成年年齢が、20歳から18歳に引き下げられた。所得税法には、年齢を基準とした優遇策やその適用制限が設けられている。
- 本報告では、統一テーマである人権問題に対して「年齢」という切り口からの研究を行い、所得税制のあり方を検討したい。

I .年齢と権利の制限

- 人権とは
- 憲法11条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」
- 憲法97条「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

I .年齢と権利の制限

- 未成年者の制限 判断能力
- 成年年齢(18歳以上)
契約、婚姻、選挙権
- 20歳以上 酒、たばこ
- 25歳以上 被選挙権(衆議院議員、県・市会議員、
市町村長等)
- 30歳以上 被選挙権(参議院議員、都道府県知事)

藤戸(2017)参照

I .年齢と権利の制限

- 高齢者への制限
運転免許は「年齢」ではなく、身体的「能力」
認知症など
- 成年後見制度 「後見」「保佐」「補助」

Ⅱ. 扶養控除と児童手当

- 扶養控除(所法84)
- 扶養親族(所法2①三十四)
- 控除対象扶養親族(所法2①三十四の二)
扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。
- 特定扶養親族(所法2①三十四の三)
控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。
- 老人扶養親族(所法2①三十四の四)
控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

7

Ⅱ. 扶養控除と児童手当

- 子ども手当(平成23年法律107号)
平成22年度税制改正
「控除から手当へ」の理念の下、子ども手当が創設されるとともに、年少扶養親族に関する扶養控除が廃止された。
所得制限なしに、子どもを養育する者に支給した。
現在は、児童手当という名称に戻り、所得制限が設けられている。

8

Ⅱ. 扶養控除と児童手当

- 控除と給付 負の所得税

所得税の免税点を超える所得者は、政府に対して＜プラスの所得税＞を支払い、免税点以下の所得者は、＜マイナスの所得税＞という形で政府から移転給付を受けるような仕組みを構築することにある。 藤田(1992)p.85。

- 矢吹ほか(2017)

若年親族、老年親族、障害等の一定の扶養親族

Ⅲ. 国外居住親族の扶養控除と年齢要件

所得税法2条1項34号の2(令和5年分から)

「控除対象扶養親族 扶養親族のうち、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。

イ 居住者 年齢十六歳以上の者

ロ 非居住者 年齢十六歳以上三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であって次に掲げる者のいずれかに該当するもの

(1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

(2) 障害者

(3) その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者」

Ⅲ. 国外居住親族の扶養控除と年齢要件

「成年扶養控除」に対する税制調査会の議論

- 税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(平成19年11月)

「現行制度は、年齢の如何に関わらず、所得要件を満たす扶養親族であれば一律の取扱いとしているが、このような取扱いについて、障害等の特別な人的事情がある場合を除けば、成年者を担税力の面で配慮が必要な存在として扶養控除の対象に一律に位置付ける必要性は乏しいと考えられる。」

Ⅲ. 国外居住親族の扶養控除と年齢要件

- 税制調査会専門家委員会「『税目ごとの論点の深掘り』に関する議論の中間報告」(平成22年12月2日)

「成年を控除対象とする扶養控除(成年扶養控除)については、現在、扶養親族であれば一律に担税力の減殺を認めているが、諸外国においては被扶養者が障害者である場合等、限定的に控除を認めている場合が多いこと、そもそも成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であることを踏まえ、現行制度を見直すことが考えられる。」

Ⅲ. 国外居住親族の扶養控除と年齢要件

- 税制調査会「平成23年度税制改正大綱」(平成22年12月16日)

「現行制度では、23歳から69歳までの成年を控除対象とする扶養控除(以下「成年扶養控除」といいます。)は、被扶養者が一定の年齢であれば一律に適用されています。しかしながら、本来、成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であること等を踏まえれば、成年者を担税力の面で配慮が必要な存在として一律に扶養控除の対象に位置付ける必要性は乏しいと考えられます。このため、成年扶養控除の対象を見直すこととします。」

13

Ⅳ. 公的年金等控除と老年者控除

- 老年者控除(旧所法80条)について振り返る。
- 老年者控除とは、平成16年分までは、65歳以上であり、合計所得金額が1,000万円以下の場合に、老年者控除として所得金額から50万円を控除することができた(平成17年分以後廃止)。

14

IV. 公的年金等控除と老年者控除

- 公的年金等控除と二重の控除であり、世代間・高齢者間の税負担の公平を確保する観点から廃止された(平成16年法律14号)。
- 高齢者は生活費が余分にかかるから、一般の人よりも、控除額が多かったのか？

IV. 公的年金等控除と老年者控除

- 税制調査会「少子・高齢社会における税制のあり方」(平成15年6月)

「公的年金等控除は、昭和62年改正時に、それまで年金給付を給与とみなして給与所得控除が適用されていたことを改めるとともに、負担調整を図るという趣旨で創設されたものである。しかし、高齢者の担税力に対する配慮としては、老年者控除と趣旨・機能が重複している。また、65歳以上の高齢者に対して適用される措置については、低所得者・高所得者に関係なく

IV. 公的年金等控除と老年者控除

適用され、『年齢だけで高齢者を別扱いする制度』となっている。さらに、高齢の就業者の増加とともに給与収入を得ながら年金を受給する者が増加しており、これに給与所得控除と公的年金等控除が各々適用され、課税ベースの脱漏が生じている。したがって、これらの問題点を是正し、真の担税力に応じた適切な課税を行っていく必要がある。」

IV. 公的年金等控除と老年者控除

- 税制調査会「平成16年度の税制改正に関する中間報告」(平成15年11月27日)

「公的年金等控除は、年金という特定の収入に適用される特別の控除である。その控除額も大きく、特に65歳以上の高齢者を経済力にかかわらず一律に優遇する措置であり、世代間のみならず高齢者間においても不公平を引き起こしている。

他方、老年者控除は、65歳以上の大部分の者に適用され、実質的に年齢のみを基準に高齢者を優遇する措置となっている。

IV. 公的年金等控除と老年者控除

これらの優遇措置の結果、65歳以上の年金受給者の課税最低限は現役世代の給与所得者よりも極めて高い水準である。少子・高齢化が進展する中、現役世代の活力を維持し、世代間及び高齢者間の公平を図る必要がある。このため、低所得者に対する適切な配慮を行いつつ、これらの優遇措置の縮減を図り、高齢者に対しても担税力に応じた負担を求めていかねばならない。」

IV. 公的年金等控除と老年者控除

- 税制調査会「平成16年度の税制改正に関する答申」(平成15年12月)

「年金制度における給付・負担の改革も踏まえ、低所得者に対する適切な配慮を行いつつ、公的年金等控除、老年者控除の縮減を図るべきである。」

「公的年金等控除は、年金という特定の収入に適用される特別の控除である。その控除額も大きく、特に65歳以上の高齢者を経済力にかかわらず一律に優遇する措置であり、世代間のみならず高齢者間においても不公平を引き起こしている。

IV. 公的年金等控除と老年者控除

他方、老年者控除は、65歳以上の大部分の者に適用され、実質的に年齢のみを基準に高齢者を優遇する措置となっている。これらの優遇措置の結果、65歳以上の年金受給者の課税最低限は現役世代の給与所得者よりも極めて高い水準である。少子・高齢化が進展する中、現役世代の活力を維持し、世代間及び高齢者間の公平を図る必要がある。このため、低所得者に対する適切な配慮を行いつつ、これらの優遇措置の縮減を図り、高齢者に対しても担税力に応じた負担を求めていなければならぬ。」

IV. 公的年金等控除と老年者控除

- 年金は、支払段階で非課税(控除される)のため、受給段階で控除されることが、二重の非課税(二重の控除)と呼ばれることがある。
- 公的年金等控除の廃止と所得制限のない「老年者控除」の復活を提案する。

おわりに

- ・本報告では、年齢と税制との関係性を検討した。
- ・扶養控除は「年齢」により、条件が異なる。子ども手当(現在の児童手当)が支給されることにより、16歳未満の年少扶養親族が控除対象外となった。その子どもを扶養している者の所得が一定額を超えると、児童手当が支給されない上に、扶養控除の対象にもならない。
- ・70歳以上の扶養親族は老人扶養親族(老人控除対象配偶者)として、控除金額が増額されている。さらに要件を満たせば、「同居老親等」となる。

おわりに

- ・令和2年度税制改正で、非居住親族に対しては、年齢制限が設けられた(令和5年分以後)。
- ・老年者に対する税の優遇策を過去の事例を含めて検討した。公的年金等控除は縮小傾向にあるが、根拠がないため、所得制限を設けない「老年者控除」を復活させ、公的年金等控除の廃止を提案する。
- ・この他、成年年齢の引き下げにより、未成年者控除(相続税法19の3)が減額された。

<参考文献>

- 金子宏(2021)『租税法(第24版)』弘文堂。
- 北野弘久著／黒川功補訂(2020)『税法学原論(第8版)』勁草書房。
- 栗田広暁(2017)「扶養控除廃止縮減による実質的な増税が家計の消費行動に与えた影響の分析」日本財政学会編『財政研究』13巻 pp.156-176。
- 佐藤雅代(2022)「児童手当制度の変遷に関する一考察」『年報公共経済学(北海道大学公共政策大学院)』Vol.16。
- 櫻庭涼子(2008)『年齢差別禁止の法理』信山社。
- 渋谷秀樹／赤坂正浩(2022)『憲法1 人権(第8版)』有斐閣。
- 高橋祐介(2018)「親族関係と人的控除」金子宏／中里実編『租税法と民法』有斐閣。
- 高松慶裕(2020)「年齢や世代に基づいた課税・再分配政策:概観」証券レビュー 60巻1号。

<参考文献>

- 嵩さやか(2022)「児童手当の所得制限のあり方」週刊社会保障 No.3152。
- 武川正吾(2011)「子ども手当の所得制限」週刊社会保障 No.2620。
- 野口浩(2018)「扶養控除のあり方ー子育て世帯に焦点をあててー」税法学 579号。
- 平田厚(2009)『これで納得！成年年齢 18歳成人論の意味と課題』ぎょうせい。
- 藤戸敬貴(2017)「民法の成年年齢引下げをめぐる議論」調査と情報 979号(2017.11.7)。
- 藤田晴(1992)『所得税の基礎理論』中央経済社。
- 辺見紀男／武井洋一／山田美代子(2017)『民法成年年齢引下げが与える重大な影響』清文社。

<参考文献>

- 堀口壽(1931)『年齢と権利』崇文堂書店。
- 毛利透／小泉良幸／浅野博宣／松本哲治(2022)『憲法Ⅱ 人権(第3版)』有斐閣。
- 矢吹初／吉岡祐次／岩田篤／渡邊綾乃／深沢敬二(2017)「所得税制改革の効果－年少扶養控除の廃止問題を中心として－」青山経済論集68巻4号。
- 渡辺徹也(2020)「家族と税制」二宮周平編『現代家族法講座 第1巻 個人、国家と家族』日本評論社。

<参考文献>

- 税制調査会(2003)「少子・高齢社会における税制のあり方」(平成15年6月)
- 税制調査会(2003)「平成16年度の税制改正に関する中間報告」(平成15年11月27日)
- 税制調査会(2003)「平成16年度の税制改正に関する答申」(平成15年12月)
- 税制調査会(2007)「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(平成19年11月)
- 税制調査会専門家委員会(2010)「『税目ごとの論点の深掘り』に関する議論の中間報告」
- 税制調査会(2010)「平成23年度税制改正大綱」(平成22年12月16日)